

対馬市庁舎等広告掲出取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、対馬市広告掲載事業要綱（平成20年対馬市告示第 号。以下「要綱」という。）第16条の規定に基づき要綱に定めるもののほか、庁舎等広告の掲出に関して必要な事項を定めるものとする。

(広告掲出の基準等)

第2条 広告の掲出に関する基準は、要綱第9条の規定に定めるものとする。

(広告掲出の場所及び規格)

第3条 広告を掲出する場所及び規格は別表1のとおりとし、掲出する場所は、市長が指定する。

2 前項に定める場所に掲出できる広告の規格は、市長が指定する場所の範囲内とする。

(広告掲出の期間)

第4条 広告掲出の期間は、原則として毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、市長が必要と認めたときは1月を単位とすることができる。

(広告掲出料)

第5条 広告掲出料は、別表1のとおりとするが算出根拠等は、次の各号に定めるものとする。ただし、広告を掲出する期間が1年に満たない場合は、月割計算により算出した額とする。

- (1) 広告料（広告取扱に係る料金で、類似広告の市場価格等を勘案して市長が定めるものとする。）
- (2) 使用料（対馬市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（平成16年対馬市条例第54号）の規定に基づき算出したものとする。）

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、広報つしま又は対馬市ホームページに掲載し公募する。

2 第4条に規定する広告掲出の期間内に広告掲出枠に空きが生じた場合は、随時前項の規定に基づき広告を募集する。ただし、市長が広告を募集する必要がないと認められた時は公募を行わないものとする。

(広告掲出の申込)

第7条 広告を掲出しようとする者（以下「申込者」という。）は、対馬市庁舎等広告掲出申込書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長（総務企画部管財課）に提出しなければならない

- (1) 広告原稿
- (2) 申込者の業務内容が分かる資料
- (3) 承諾書

(広告掲出の決定等)

第8条 市長は、前条の申込書を受理したときは、第2条に定める広告の掲出に関する基準により申込者の業務内容及び広告原稿の表現、文言、デザイン及び色使い等（以下「広告内容」という。）を広告審査委員会において審査し、掲出の可否を決定する。

2 市長は広告掲出を可と決定した申込者に対して対馬市庁舎等広告掲出決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。また、広告掲出を不可と決定した者については、対馬市庁舎等広告不掲出決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

第9条 前条第1項において、広告の掲出申込数が募集枠数を超えた場合は、次の各号に掲げる広告を優先して決定することとする。

- (1) 市内に事業所等を有するものの広告
- (2) 掲出希望期間の長いものの広告
- (3) 掲出期間を更新するものの広告

2 前項の規定により選定した広告がなお募集枠件数を超える場合は、抽選により決定する。

(使用許可)

第10条 第8条第2項の規定により広告掲出の決定を受けた申込者は、対馬市公有財産取扱規則(平成16年対馬市規則第40号。以下「規則」という。)第18条の規定に基づく公有財産の使用許可を受けなければならない。

(広告掲出料の納付)

第11条 前条の規定により使用許可を受けた者(以下「広告主」という。)は、第5条に定める広告掲出料を市長が定める期日までに一括して納付しなければならない。

(広告掲出の取消)

第12条 市長は、要綱第12条各号に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、第8条に規定する決定を取り消すことができる。

- (1) 広告主が広告内容の変更に係る市長の求めに応じないとき。
- (2) 広告主が書面により広告掲出の辞退を申し出たとき。
- (3) 広告主又は広告内容が不相当と判断したとき。
- (4) その他広告を掲出することに支障があると判断したとき。

2 前項の規定による広告掲出の取消により、広告主が損害を受けることがあっても対馬市はその賠償の責めを負わない。

(広告掲出の停止)

第13条 市長は、業務上支障がある場合その他必要があると認めた場合は、広告主に連絡の上、掲出中の広告物を一時的に撤去し又は不可視の状態にすることができる。この場合において、広告掲出料の返還その他の保障は行わないものとする。

(広告掲出料の返還)

第14条 既に納入した広告掲出料は返還しない。ただし、広告主の責めに帰することができない事由により広告掲出を中止し、又は広告掲出に係る行政財産の使用許可を取り消した場合は、この限りではない。

2 前項ただし書きの規定により広告掲出料を返還する場合は、月割計算により算出した額とする。この場合返還する額には利子を付さない。

(広告主の責務)

第15条 広告主は、広告内容その他広告掲出に関する全ての事項について、一切の責任を負うものとする。

(広告物の作成、提出及び撤去等)

第16条 掲出する広告物は、広告主において作成し提出、撤去についても広告主において行うものとし、これらに要する一切の経費は広告主が負担するものとする。

(広告内容の変更)

第 17 条 市長は、第 8 条に規定する決定をした後の事情の変化等で必要がある場合は、
広告主に対して、広告内容の変更を求めることができる。

第 18 条 広告主は、広告物の広告内容の変更をしようとする場合は、変更しようとする
日の 2 週間前までに、市長の承認を得なければならない。

附則

この要領は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 3 条、第 5 条関係)

広告掲載の場所及び規格等

掲出場所	規格 (mm) 縦 × 横	掲出期間	掲出料金	広告枠
庁舎 2 階市民課ロビー柱(A ・ C)	1 0 3 0 × 7 2 8 (B 1)	1 年間	6 0 , 0 0 0 円	2
庁舎 2 階市民課ロビー柱(B ・ D)	8 4 1 × 5 9 4 (A 1)	1 年間	6 0 , 0 0 0 円	2
庁舎 2 階会計課前長椅子下面	3 5 0 × 3 9 5 0 以内	1 年間	6 0 , 0 0 0 円	1
庁舎 2 階会計課前壁面	6 0 0 × 3 9 0 0 以内	1 年間	6 0 , 0 0 0 円	1
庁舎エレベーター内側面	7 2 8 × 5 1 5 (B 2)	1 年間	2 4 , 0 0 0 円	3
庁舎 1 階エレベーター外扉面	7 2 8 × 5 1 5 (B 2)	1 年間	2 4 , 0 0 0 円	1
庁舎 2 階エレベーター外扉面	7 2 8 × 5 1 5 (B 2)	1 年間	3 6 , 0 0 0 円	1
庁舎 3 階エレベーター外扉面	7 2 8 × 5 1 5 (B 2)	1 年間	2 4 , 0 0 0 円	1
庁舎 4 階エレベーター外扉面	7 2 8 × 5 1 5 (B 2)	1 年間	2 4 , 0 0 0 円	1
庁舎 2 階階段左側壁面	7 2 8 × 5 1 5 (B 2)	1 年間	3 6 , 0 0 0 円	3
庁舎 2 階階段右側壁面	7 2 8 × 5 1 5 (B 2)	1 年間	3 6 , 0 0 0 円	3
庁舎 2 階階段奥壁面	7 2 8 × 5 1 5 (B 2)	1 年間	3 6 , 0 0 0 円	4
庁舎 2 階別館通路壁面	7 2 8 × 5 1 5 (B 2)	1 年間	3 6 , 0 0 0 円	3
庁舎 1 階観光物産推進本部前廊下壁面	7 2 8 × 5 1 5 (B 2)	1 年間	3 6 , 0 0 0 円	3
庁舎 1 階観光物産推進本部入口壁面	7 2 8 × 5 1 5 (B 2)	1 年間	3 6 , 0 0 0 円	4